



小中学生の就学援助申請受付について

☎ 子ども教育課 ☎ 687-1594 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線273)

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。前年所得などによって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。申請をご希望される場合は、2階の子ども教育課へお越しください。

▶ **対象者** 生活保護(教育扶助)に準ずる程度に経済的に困っている世帯

※ **生活保護(教育扶助)を受けている世帯は対象になりません。**

▶ **申請期間** 6月1日(火)～16日(水) 8時30分～17時15分(土日を除く)

※ 6月16日(水)は夜間役場のため20時まで受付

※ **受付期間を過ぎた場合は、その翌月から支給対象となります。**

▶ **申請に必要な物**

- ・印鑑(認印) ・校納金振替口座の通帳
- ・所得証明書(令和3年1月2日以降に須恵町に転入した世帯のみ18歳以上の全員分)
- ・児童扶養手当の証書、遺族・障害年金の受給金額がわかる書類(該当者のみ)

※ 就学援助申請書は、子ども教育課 2階窓口へ備え付けています。

▶ **援助期間** ① 申込期間中の申請の場合▶4月分から援助

② 申込期間後の申請の場合▶申請した翌月分から援助

▶ **支給時期** 8月末、12月末、令和4年3月末の年3回

▶ **その他**

- ・5月下旬に小中学校より全児童生徒にお知らせのプリントを配布します。
- ・就学援助制度は校納金の免除ではありません。校納金は納入月に納めていただく必要があります。
- ・**これまでに援助を受けた世帯も、毎年申請をして認定されなければ、就学援助を受けられませんのでご注意ください。**令和3年度も援助を希望される場合は、必ず上記期間中に申請してください。



町立の園(保育園・認定こども園)で働く会計年度任用職員を募集します

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線152)

町立保育園・認定こども園で勤務する会計年度任用職員(非常勤の公務員)を募集します。詳しくは下表のとおりです。また、採用にあたっては随時、面接を行います。

募集職種	条件	1日の勤務時間	勤務日数	給与	勤務場所	
保育士	クラス担任	保育士資格・幼稚園教諭免許を有する人 または	7時間45分	月21日程度	月額193,132円～	町立保育園 または 認定こども園
	フルタイム				月額164,194円～	
	パート	保育士資格を有する人	7時間45分以内※	要相談※	時給 1,008円	
栄養士	フルタイム	栄養士資格を有する人	7時間45分	月21日程度	月額159,636円	
調理員	フルタイム	調理師免許を有する人	7時間45分	月21日程度	月額157,304円	
	パート	調理師免許の有無は問わない	7時間45分以内※	要相談※	時給 951円	

※ 勤務形態に応じて、社会保険ならびに雇用保険(週20時間以上の勤務かつ月額88,000円以上となった場合)へ加入、または雇用保険のみ加入する場合があります。

▶ **各種手当** 通勤手当、期末手当(賞与)など有り

▶ **提出書類** ① 須恵町会計年度任用職員履歴書
② 該当する職種の資格証(免許証)の写し

▶ **提出先** 子ども教育課 1階4番窓口



はかりの定期検査を行います

☎ 地域振興課 ☎ 932-1438 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線216)

計量法に基づき、はかりの定期検査を実施します。はかりを取引・証明に使用されている人は必ず受検してください。

検査の対象は、商店や事業所で取引や証明用に使用している「はかり・分銅・おもり」です。

大型のはかり(ひょう量が300kgを超えるもの)の検査につきましては問い合わせ先までご連絡ください。

▶ **日時**

5月25日(火) 10時～12時 13時～15時

▶ **場所**

カルチャーセンター 1階 大会議室

☎ 指定定期検査機関

一般社団法人 福岡県計量協会

☎ 939-2945



コミュニティバスの減免証明証を発行しています

☎ まちづくり課 ☎ 932-1153 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線342)

須恵町コミュニティバスでは、介護保険被保険者証や身体障害者手帳などに代わるものとして「須恵町コミュニティバス料金減免証明証」を発行しています。証明証の発行が必要な人は、申請してください。

▶ **対象者** ①65歳以上の人 ②障がいがある人

▶ **申請先** 須恵町役場 3階 まちづくり課

▶ **持ってくるもの**

①の対象者は、介護保険被保険者証

②の対象者は、障がい者手帳など

※この証明証は、「介護保険被保険者証」「身体障害者手帳など」の代わりになるものです。バスご利用の際、「介護保険被保険者証」「身体障害者手帳」を今まで通り提示いただいても減免いたします。

No. _____

須恵町コミュニティバス料金減免証明証

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

須恵町 



ごみは午後10時までにお出してください

☎ 地域振興課 ☎ 932-1438 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線217)

家庭から出されるごみ(もえるごみ、もえないごみ、ペットボトル、空缶・空びん)の収集は、午後10時から行なっています。このため、各家庭からのごみ出しは午後10時までお願いしています。

最近、午後10時以降にごみを出したために、ごみ袋が収集できず、異臭やごみの散乱などの問題が発生し、付近の家庭にご迷惑をおかけする事態が多発しています。

ごみは午後10時までにお出しいただきますようご協力をお願いいたします。



令和3年経済センサス-活動調査へのご協力をお願いします

☎ まちづくり課 ☎ 932-1153 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線345)

6月1日を調査の期日として、令和3年経済センサス-活動調査を実施します。

今回の調査は、新型コロナウイルス感染防止のため、調査書類の配布などを、できる限り事業所および企業の皆さんと調査員が対面しない非接触の方法で行います。調査への回答は、インターネットか郵送をご利用くださいますようお願いいたします。

▶ **調査書類の配布**

5月20日(木)～5月31日(月)

・調査書類(青色の封筒)は、統計調査員が事業所の郵便受けに入れて配布します。

・事業所との対面が必要な場合、統計調査員はマスクを着用し、一定の距離を保ちつつ簡潔に行います。

▶ **回答期限**

6月8日(火)まで